

平成 14 年 5 月 21 日

各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫

自己株式の取得について
(商法第 210 条に基づく自己株式の取得)

松井証券は、平成 14 年 5 月 21 日開催の取締役会において、商法第 210 条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式を取得することを決議しました。

記

1. 自己株式の取得の理由
資本構成の適正化のため

2. 自己株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 1,000,000 株 (上限)

(3) 株式の取得価額の総額 14 億円 (上限)

(4) 取得する期間 当社第 86 期定時株主総会終結時から次期定時株主総会終結時まで

(注) 上記の内容については、平成 14 年 6 月 16 日開催予定の当社第 86 期定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件とします。

以上